

文部省制定

發音符號

日本語教育振興會發行

發音符號

文

部

省

一 音聲言語の指導に當つて、發音符號を利用することの効果的なことは言ふまでもない。本符號は、この目的のために制定したものである。

一 本符號は、本省嘱託吉澤義則、橋本進吉、金田一京助、東條操の諸氏並びに東京文理科大學教授神保格氏に依頼し、更に實際家諸氏の意見をも徵して制定したものである。

昭和十九年三月

文部省教學局國語課

## 發音符號

### 發音符號表

ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
リ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ	
ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
レ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ	
ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	リ	コ	オ

バ	バ	ダ	サ	ガ	ガ
ビ	ビ	シ	ギ	ギ	
ブ	ブ	ズ	グ	グ	
ベ	ベ	デ	ゼ	ゲ	ゲ
ボ	ボ	ド	ゾ	ゴ	ゴ

## ワツン・カツシキ・ヨウジ

卷之三

馬江元秀之集

この發音符號は、片假名の字形及びその讀方を利用したもので、現代語の標準的發音

を簡略に表記する場合に用ひるものである。

二 この發音符號は敬意を表記するだけのものであるから、これによる表記は假名遣とは全く別個のものである。

通  
則

第一 直音を表はすには、片假名の字形及びその五十音圖に於ける讀方をそのまま用ひる。但しキ、ヌ、ヲ、ヂ、ヅを用ひないでイ、エ、オ、シ、ズを用ひる。

例	き 「キ」木	まち 「マチ」町	むら 「ムラ」村
	さくら 「サクラ」桜	るる 「イル」居る	ゑ 「エ」繪
	をとこ 「オトコ」男	もみぢ 「モミジ」紅葉	しづかなか 「シスカナ」静かな

かは「カ ワ」川 かひもの「カイモノ」貢物

あふ「ア ウ」會ふ いへ「イ エ」家 かほいろ「カオイロ」顏色

第二 拼音を表はすには「キ」「キ」「キ」の如くイ列直音を表はす符號の右側下にサ、ニ、ヨを小さく添へた符號を用ひる。

例 き や ク 「キ ク」客 きし や「キ シ」汽車

しゆくはく「シクハク」宿泊

やくしょ「ヤ ク ショ」役所

おちや「オ チ ヤ」お茶

ちよちく「チ ヨ チ ク」貯蓄

りやくづ「リ ク ズ」略圖

どりよく「ド リ ク」努力

これに類する書は、左の如く拗音の場合に準じて書く。

【名】 【ヌ】

【舌】 【ツ】

第三 長音を表はすには、前の音節に含まれた母音を表はす符號を添へる。

例 おはあさん「オバアサン」お嬢さん ちひさい「チイサイ」小さい

くうき「クウキ」空氣 ねえさん「ネエサン」姉さん

おほきい「オオキイ」大きい きわうそう「キオリオ」競走

れうり「リ オ リ」料理 ちゅうい「チ ウ イ」注意

じふ「フ ウ」十

第四 懒音を表はすには「ン」を用ひる。

例 さんほん「サンホン」三本 でんぱう「デンボウ」電報

かんとく「カンクトク」監督 げんき「ゲンキ」元氣

第五 促音を表はすには「ツ」を右によせて小さく書く。

例 にっぽん「ニッポン」日本 がくかう「ガツコオ」學校

そくき「ソクキ」速記 きつて「キツテ」切手

あつしやる「オツル」仰しやる けつせき「ケツセキ」缺席

しゆつぱつ「ジツバツ」出發 ちよつと「チツト」一寸

第六 語頭の鼻音音節を表はすには、ウの右側上に。を添へた〔ヴ〕の符號を用ひる。

例 うまれる〔ヴマレル〕生れる う ま〔ヴ マ〕馬  
うまい〔ヴマイ〕甘い う め〔ヴ メ〕梅

第七 ガ行鼻音を表はすには、「ガ」の如くカ行の假名の右側上に。を添へた符號を用ひる。

例 ひがし〔ヒガシ〕東 む き〔ム キ〕麥 めぐみ〔メグミ〕惠  
はげしい〔ハゲシイ〕烈しい

第八 音節中の母音の無聲化を表はすには、符號の左側に。を附ける。

例 ひと〔ヒト〕人 こしかけ〔コシカケ〕腰掛 きし〔キシ〕岸  
くち〔クチ〕口 くさ〔クサ〕草  
ふなつ〔フタツ〕二つ つくゑ〔ツクエ〕机 むます〔イマス〕居ます  
第九 普調（アクセント）を示すには高く發音する音節を表はす符號の右側に——を附ける。但し印刷上困難な場合には字體を變へて示しても差支ない。

例 あさ〔ア サ〕朝 あさ〔ア サ〕麻 あります〔アリマス〕

## 備 考

一 この發音符號は、現代語の標準的發音の學習に使用するために定めたものである。國語教育に於て標準的國語を教授し指導するに當つては、音聲言語を基礎としてその上で文字言語の教授指導を行ふことが大切であり、また外國人に日本語を教授するに當つては、教諭が口と耳とで生きた言語の音の實例・模範を示し學習者の耳と口とを訓練するのが何より大切であるが、この口と耳による言語の音は一時的のものであるから、永續性のある發音符號を補助として利用すれば理解にも記憶にも便利であつて一層效果的である。

二 發音符號の制定に當つて發音の基準となるべきものは、社會的習慣によつて一定してゐる言語者である。一般に言語の音はこれを子音と母音とに分けて表記することが出來るが、我が國語は開音節が重要な単位となつてゐる言語であるから、かやうな國語の特性に鑑みて、この發音符號は一つの音節を一つの符號で表はす方法によつた。即ちこの

三　この發音符號は音節符號である。

例へば「ハ」といふ假名は「ハナ（花）」の時は「ハ」、「カハ（川）」の時は「ワ」といふ音を表はすが、その中の「」だけを探つて「ハ」の音を表はす符號として利用するのである。又右の外。「」の如き補助的符號を用ひる。

片假名は永い間國語を表記するのに用ひられて來た音節文字であつて、國語の音の特性を表はすのに適してをり、又その使用法の中には發音符號的に用ひられた例もある。かやうな點に基づき片假名を國語の發音符號として利用することは極めて適當である。

或はこの發音符號が片假名を使用してゐるのを見てこれも亦一種の假名遣ではないかといふ疑を抱く人があるかも知れない。しかし元來言語といふものは音と意義とが結合して一體を成したものであり、假名遣はかやうな言語そのものを表はす文字としての社會的慣用であつて、言語の意義と不可分の聯關係を有し單に發音を表はすための用法ではない。この發音符號は「假名遣とは全く別個のものである」とはその意味であつて、片

假名を單に發音を表はす符號として使用するに過ぎないのである。

四　「發音符號表」の中「ジ」「ズ」については、歴史的假名遣のジ・ヂ・ズ・ヅに當る音は地方的には區別のあるところもあるが、大部分の地方ではそれより區別のない一つの音として發音されてゐるので、現代語の標準的發音としてはこの區別を立てないのが通常と考へられる。しかして「ジ」「ズ」はそれよりこの區別の無い一つの音を表はすために從來多く使用されてゐるので、これを採用することとした。

五　長音を表はす符號については、例へば「姉さん」の如きはこれを「ネーサン」と表記してもよいわけであるが、これは「」部分が國語の特性として一音節をなすので「ネエサン」と表記することとした。また例へば「言ふのは」の如きはもし「ユーノワ」と表記すると、音調（アクセント）符號を添へる時、「ユー／ノワ」となつて紛らしくなる。即ち音調表記の便宜上からも「ユウノワ」の如く表記することとしたのである。

六　「撥音」及び「促音」は例へば「電報」「電燈」「電氣」等及び「鐵砲」「決定」「決行」「決戰」等の一「ん」及び「つ」に於けるが如く、次にくる音の種類によつてその音を異

にするが、しかし一般の人は「々」これを意識することなく、それも同音であるとの意識の下に發音してゐるので、それも「これと同音と認め」「ニ」「ツ」で表はす。

七 「馬」「梅」等に於ける語頭の「う」は鼻音化して撥音と共通の性質をもつてはゐるが、いはゆる撥音は語中・語尾に現れるものであり、語頭にくる場合はこれとは異なる音として一般に意識されてゐる。よつてこれを「ウ」といふ特殊の符號を以て表はすこととした。

八 ガ行鼻音（カ行鼻濁音）を表はすには「ガ、ギ、グ、ゲ、ゴ」の符號、音節中の母音の無聲化を表はすには「の符號を用ひることとした。この兩符號は從來から世間に用はれてゐるからこれを採用したものである。

九 ガ行鼻音は地方的には用はれない處がかなり多く、また音節中の母音の無聲化も語によつては現はれる時と現はれない時とがあり、地方的にも一定してゐないので、この兩者は標準音として必ず使用すべしとする場合には考慮の餘地があるであらう。この兩符號は、特にガ行鼻音、及び母音の無聲化を示す必要のある場合に用ひることとする。

### 【附 錄】

## 發音符號とは何か

【附録】

## 發音符號とは何か

### 一 發音符號

發音符號は言語の音を眼に訴へる形で表したものである。言語の音は聽覺的のもので眼に見ることが出来ないものであるが、これを一種の視覺上の形により代表させたものが發音符號である。

多くの人が多くの場合に發する言語の音は、くはしくいへば一々述ぶもので、いはゆる同一語句を口に發するとしても、人により場合により、その音の響や語調などは必ずしも同じではない。しかし、社會の人々がいつも習慣的に發する音の性質は大體定まってゐる。言語音とはかかる社會的習慣によつて一定してゐる音をいふのであつて、發音符號は

この言語音と表はしたものである。

## 二 発音符號と文字との區別

文字も發音符號と同じく言語の音を眼に訴へるものであるが、元來言語は音と意義との兩要素から成るものであり、文字は言語を表はすことをその使命とするものである。しかし、文字には音字と意字とがあつて、音字は言語の音を表はすものであるが、それと共にその音に結合した意義をも表はすために使用するものであり、意字は音と意義との兩要素を同時に表はすものである。然るに、發音符號は専ら言語の音のみをとり出してそれを正確に表はすことを使命とするものであつて、明らかに文字とは性質・用途を異にするものである。

文字は日常生活に於て、これを以て手紙を書いたり、新聞・雑誌・書物等の文章を書いたりするものである。即ち文字は、口と耳とを用ひる言語を代表し、讀む人もこれを見て音と意義とを思ひ出し何が書いてあるかを了解するのに用ひられるもので、しかもこれが

昔から今まで實際に社會に慣用されてゐるのである。

かやうな點で文字は歴史的・傳統的のものである。例へば假名で書いた「をる」「オル」と「ある」「オル」とにちぢれれば、「をる」の方は「折る」といふ意味を表はすのに用ひ、「ある」の方は「織る」といふ意味を表はすのに用ひる。もし「折る」の意味を表はさうとして「ある」を用ひ「織る」の意味を表はさうとして「どる」を用ひるならば、これは「そ」「お」の誤用となるのである。また漢字に於ては、例へば「門」といふ字には「センモン」といふ音の語を表はすために「専」と結合させて「專門」と書く用法がある。もしこの語の意味を同じ「セン」といふ音であるからといつて「門」の代りに「問」を用ひて「専問」と書いて表はさうとするならば、それは「問」の字の用法を誤つたこととなるのである。さうして如何なる用ひ方が正しく、如何なる用ひ方が誤であるかといふ標準は何にあるかといへば、それは文字の用法の傳統に存するのであつて、この傳統に従つた用法は正しく、傳統に背いた用法は誤となるのである。

かやうに文字の用法には音との結合のみならず意義との結合の上に強固な傳統が存して

るて、文字を使用する場合には必ずこの傳統によらなければならないのである。これに對し發音符號は單に言語音を表はすだけであつて、これを以て思想の發表・傳達の具に供するといふやうな習慣は存しないのである。

又、文字には色々な種類があるが、一定の言語の行はれる社會では通用する文字の種類が自ら限られてゐて、それ以外の文字を勝手に使用したり、また新しく作つたりすることは容易に許されないのである。然るに發音符號は、極端にいへば、各人が各様の場合に、各様の種類の符號を作つて使用しても一向差支ないのである。しかしながら實際に世に行はれてゐる發音符號はかやうに極端なものではなくて、これを作った人ばかりでなく、他の多くの人々に理解されるものであり、又それは單に言語の表記だけにとどまるものであつて、文字としての傳統性を有してゐないのである。

隨つて發音符號には、文字の代用となつて今まで用ひられてゐる文字を廢してこれに取

つて代るとか、これに依つて從來の文字の改良を企圖するとかといふ目的は全くないのである。

### 三 どうして發音符號は必要か

一體何のために、がゝる發音符號を工夫し使用するのであるかといふに、それは前にも述べた通り、言語の音を眼に訴へる形で代表させてこれを正確に表記せんがためである。

然らば更に、言語の音を眼に訴へる形で代表させるのは何のためであるか。元來言語の音は口に發し耳で聞くものであるが、聽覺的印象は一時的のものであるのに對し、これを視覺にうつして表記した發音符號は永続的のものであるから、これを補助として使へば、單に口と耳とだけに訴へるよりも言音そのものの記憶と知識とが一層確實になら、言語を學んだり教へたりするにも、學問的に研究し起述するにも一層便利である。この點は恰も音樂に於ける樂譜と同じ效果があるのである。

次に文字も亦言語を視覺に訴へて表はるものであるけれども、音を表はすといふ點では

不完全不規則なところがある。

一八

例へば一つの假名を色々の音で讀む。「は」といふ假名は「はな」（花）に於ては「ハ」、「かは」（川）に於ては「ワ」と讀み、「ふ」といふ假名は「あふれる」（溢れる）に於ては「フ」、「かふ」（買ふ）に於ては「ウ」と讀む。

又一つの音を色々な假名で表はす。「ワ」といふ音は「かは」（川）に於ては「は」、「わかい」（若い）に於ては「わ」で表はし、「オ」といふ音は「おきる」（起きる）に於ては「お」、「これを之を」に於ては「を」で表はす。

漢字に於てはかかる例は枚舉にいたまがない。例へば「女」といふ字は「女」、「二」、「オンナ」、「ムスメ」などと読み、「ウ」といふ音は字、羽、迂、雨などの文字を以て表します。

故に言語の學習上、教授上又は學問的研究上、言語音を表はすこと目的とする場合には、發音符號が必要となり、しかもそれは出来るだけ正確に言語の音を表はすやうなものを用ひるのがよいのである。

#### 四 文字と發音符號とに關する諸注意

言語の音は本來目に發し耳で聽くものであるから、實際の教授、學習又は學問的研究の際、口と耳とだけで十分にその目的を達し得るならば必ずしも發音符號はいらぬわけである。發音符號は無くて済むものならば無くてもよいものである。しかし、實際は發音符號を用ひた方が一層よくその目的を達し得るのである。これは音樂の樂譜を考へ合せれば明らかである。

即ち發音符號を用ひることは、言語音の教授、學習乃至は研究の輔助的手段であるが、かかる補助的手段としては外に蓄音器音盤・發聲映畫膜等を用ひることも出来る。しかしこれ等があるからといつて發音符號の必要が無くなるわけではない。

然るに文字の方はどうかといふに、我が國に於ても又他の諸國に於ても、今日行はれてゐる文字は、古い傳統を有し、實際にこれを以て思想の發表傳達の用に供するといふ社會的習慣が行はれてゐる。故に外國人が日本語を學ぶ時にも又は日本人が外國語を學ぶ時に

も、初步の段階は別として、結局は必ずその文字の社會的慣用、換言すればその文字の傳統を學ぶ必要がある。文字は「無くて済むものからは無くてもよい」といふ類には入らないのである。隨つて我が國の漢字を假名の使用法は、學習の或段階に達した時必ず學ばなければならないものである。

世間には「文字の外に發音符號などといふものを教へるのは學習者にとつて二重の負擔ではないか」と論する人がある。成程、一種を教へるよりも二種併せ教へる方が負擔が多いわけである。しかし、發音符號を用ひることにより、言語の音を確實に記憶し正確に聽き分け、發音し分ける力を助ける効が多いのである。發音符號を利用する時はそのためである。

また世間には「文字」と發音符號と兩方教へると混亂を生じはしないか、大切な文字の使用法が亂されるおそれはないか」といふ疑を抱く人がある。成程、發音符號の教へ方を誤れば混亂を生ずることがあるかも知れない。しかし、發音符號と文字とを教へる時期や方法に十分注意すれば混亂は避けることが出来るのみならず、兩者の相違を正確に理解させねばならない。

ることが出来るのである。

## 五 發音符號を制定する主なる方針

發音符號を制定するに當つては、「一音一符號、一符號一音」を主なる方針とすべきである。即ち一つの言語音は必ず常に同一の符號を以て表はし、二つ以上の符號を用ひないと、又その一符號は必ず常に同一の言語音を表はし、二つ以上の音を表はさないこと、これである。

一つの言語音とはどれだけを言ふか。言語音の單位一には細かい單位もあり、大きい單位もある。實際上の便宜なり研究の目的なりに據じて大小の單位を適宜用ひることが出来る。發音符號に於ても、表はすべき言語音の單位一には細かい單位もあり、種々なる定め方がある。細かい単位を表はすものを「精密符號」と名づけ、大きい単位を表はすものを「簡略符號」と名づける。たゞ注意すべしは、一般的に精密であるからよい、簡略であるから價値が少いなどと早々込みをしないやうにすることである。

## 六 如何なる發音符號が行はれてゐるか

發音符號には國際發音符號、英語のウェブスター式發音符號、中國語の注音字母、或はべルの「視話法」符號等色々なものが行はれてゐるが、それ等の符號についてみると次のやうなものがある。

### 〔一〕 現行の文字を借りたもの

- (1) 自國で既に行はれてゐる文字を利用したもの

獨 [sai] sin

佛 [ba] bat, bas

英 [baht] night, knight

片假名の字形を用ひて國語の發音符號とするものこの類である。

この符號は、從來の文字を「一音一符號、一符號一音」の方針に合ふやうに採り入れたものである。この方法は、學習者が既に文字の形を見馴れて居り、且その表はす言語

### 〔二〕 他國の文字又は古い時代の文字を利用したもの

英 [θ] [θru:] through  
中國語の注音字母の或もの〔ㄔ〕乃の古字〔ㄙ〕也の古字〔ㄙ〕もこの類に屬する。

- 〔三〕 新しく作つたもの
- (4) 文字に似た形を作つたもの
- 文字を倒にしたもの

[ə] 獨 [ʃudən] Padden 英 [stɪmən] steamer

英 [mʌvəment] movement

[ɔ] 獨 [knapp] knopf 英 [ɒst] hot

[ʌ] 英 [ʌn] sun

字形の一部分を變へたもの

(モ) 駄 (gən) Gang

〔一〕 駄 [fain] Stein

骨 [fūniz] element

中國語の注音字母多くのものはこの類である。

(イ) 全く新しい形を作つたもの

マヌの「親話法」符號

〔一〕 [fɪ] ear

〔フ〕 [fD] up

〔ロ〕 [fɪ] bee

これ等は始めて學ぶ時多少の骨折を要する。しかし、馴れてしまへば從來の文字との聯想にのべらはされない長所がある。

〔三〕 極端的符號を使つたもの

〔ア〕 英 take

〔オ〕 英 bag

〔エ〕 英 tail

〔ウ〕 駄 [bɔ] bee



國語の發音符號中の「ヴ」や「ガ、ギ、グ、タ、ロ」はこれに屬する。

以上の如く色々あるが、實際に發音符號を制定するに當つては、實用上なり研究の目的なりに應じて決定すべきである。

今回制定した發音符號は、簡略符號であつて、主として「」の形に基づいて片假名の字形を用ひ、これに音を加味して、補助的符號を用ひたものである。

不 許 視 總



昭和十九年八月一日印 刷  
昭和十九年八月五日發行

著作者

教普符號  
舞臺品

文 部 省

東京都練馬区三崎町二丁目二番地

計圖  
法人日本語教育振興會

代表者 長沼直兄

東京都練馬区三崎町二丁目二番地

代表者 織山退助

發行所

財團 日本語教育振興會